

都道府県・政令指定都市教育委員会への質問紙調査による高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒の教育・支援の実態と課題についての検討

高野 陽介・泉 真由子

Study on the actual conditions and challenges of the education and support of students with physical disabilities to be enrolled in high school by a questionnaire survey of prefectures and ordinance-designated city Board of Education

Yousuke Takano・Mayuko Izumi

I. 研究の背景及び目的

中央教育審議会（2005）は「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」において、「後期中等教育における特別支援教育の推進に係る諸課題について、早急な検討が必要である」と高等学校での特別支援教育について初めて言及した。2007年の学校教育法等の一部が改正され、特別支援教育が本格的に開始されたことで、高等学校における特別支援教育の動きも活発化している。同年、文部科学省は、「高等学校における発達障害支援モデル事業」を開始し、全国の高校14校をモデル校に指定し、発達障害のある生徒へのソーシャルスキル指導、授業方法・教育課程の工夫、勤労支援等の実践的な研究を開始した。さらに2009年には、特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の高等学校ワーキング・グループにより「高等学校における特別支援教育の推進について」の報告が行われ、高等学校で行うべき構内支援体制の構築や指導支援についての内容の整理が試みられた。それから5年程が経過し、「高校教育の質の確保・向上に向けて」の審議まとめ案が提出され、高等学校における「特別な教育課程」の編成や通級による指導の設置等について検討を行うことに言及され現在に至っている。しかしながら、2015年3月の文科省「平

成 26年度特別支援教育体制整備状況調査結果について」では、公立高等学校においては、「校内委員会の設置」、「実態把握」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制は、着実に進みつつあるが、小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校における体制整備は依然として課題であることを指摘している。このように、高等学校における特別支援教育については、障害のある生徒たちへの教育の在り方も含め、今なお検討が続いている段階にある。また、文部科学省における諸施策は、主に発達障害のある生徒を中心に支援や課題の検討が行われており、今後はその他の障害のある生徒についても対応が求められる。

前述の学校教育法等の一部改正により、小・中学校等においても、特別支援教育を推進することが法律上明確に規定され、肢体不自由児の教育の場は普通教育にも広がりを見せ始めている。2006年の「身体障害児・者実態調査」から、高等学校段階に相当する肢体不自由児はおよそ1万2000人であることが推計されているが、公的に高等学校の在籍者数については、公表されていない。川間（1996）は、運動障害が軽度の肢体不自由児が通常学級に在籍することが一般化しつつあることを指摘し、下山・岡田・石山（2011）は、今後の肢体不自由児への教育的・心理的な支援は、特別支援学校だけでなく、小・中学校等においても今後ますます必要とされるとしている。白石（2003）では、両下肢障害生徒が高等学校へ入学できない原因を初等教育学校・後期中等教育学校の学校生活の分析から明らかにしている。そこでは、高等学校への入学希望を持っているが、実際に高等学校に入学することを少なく、その原因として、学校施設や教員の身体障害に対する理解不足等の生徒を取り巻く環境にあることを指摘している。また、松浦ら（2008）は、筑波大学附属桐が丘特別支援学校高等部が通常の高등학교に在籍する肢体不自由のある生徒の学習支援を行った事例を報告しており、肢体不自由児に対する教育として蓄積してきた各教科の指導方法、「見えにくさ」、「捉えにくさ」に関する手だてやPCの入力への手だてが、高等学校の学習場面においても効果的であることを確認している。一方で、高等学校

に在籍する肢体不自由生徒の教育支援等に関する研究の不足も指摘されており、下中村ら（2014）も、高等学校で学ぶ発達障害以外の障害のある生徒に関する研究・実践の少なさを指摘している。また、前述の高等学校ワーキング・グループの報告では、高等学校における特別支援教育推進において、障害のある生徒の指導・支援のための都道府県・政令指定都市教育委員会の役割の重要性を述べているが、高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒の教育・支援について各教育委員会が取り組む体制整備の報告はこれまでなされていない。そこで本研究では、都道府県・政令指定都市教育委員会に対して質問紙調査を実施し、高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒の在籍状況、高校進学・学校生活のための体制整備、施策、支援等の実態等の基本情報を把握するとともに、現状における課題を明らかにすることを目的とした。

Ⅱ．方法

1．対象

66教育委員会（47都道府県、19政令指定都市、相模原市教育委員会を除く）を対象とした。

2．実施方法

都道府県及び政令指定都市の教育委員会特別支援教育主管課長宛に調査票を郵送し、返信用封筒にて返送を依頼した。調査票の回答にあたり、項目によって担当部署が異なることが予想されたため、必要に応じて各部署に回付・問い合わせいただき回答を取りまとめていただくこともあわせて依頼した。なお、本調査は平成27年3月時点での状況についての回答を求めた。

3．調査期間

平成27年3月6日に発送を行い、4月3日締め切りとした。

4．調査項目

笹森ら（2014）の「高等学校における特別支援教育の推進に関する実態調査」、文部科学省（2011）「肢体不自由に関する学校における配慮事項について」を参考として質問項目を設定した。調査項目は、①管下の高等学校数（公立・私立の全日、

定時、通信)、②肢体不自由のある生徒の在籍状況、③高等学校の施設のバリアフリー設備整備状況、④教育委員会・教育センターが行っている肢体不自由のある生徒への特別支援教育の推進のための取組(教員研修、支援員の配置など)、⑤肢体不自由のある生徒への入学者選抜における配慮等、⑥定時制、通信制高等学校での肢体不自由のある生徒への取組、⑦私立高等学校における肢体不自由のある生徒への対象とした取組、⑧高等学校における肢体不自由のある生徒への指導・支援に関する課題、ついてである。⑧については、記述形式で回答を求めた。

5. 倫理的配慮

質問紙調査にあたり、回答者名、担当部署等の個人・教育委員会が特定される可能性のある情報は一切公表しないこととした。また、参加は自由意思であり、いつ調査を撤回してもいかなる不利益も生じないこと、回答したくない項目があれば無理に回答する必要のないことを依頼文書及び質問紙調査票の表紙に明記した上で調査を実施した。なお本調査は、東京学芸大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。

III. 結果

調査票を送付した66教育委員会のうち、54教育委員会から回答があった(回収率82%)。

1. 各自治体における高等学校の本校数

回答のあった各教育委員会が所管する公立・私立の高等学校の本校の数(平成27年3月現在)は、「全日制」では、公立校が2809校、私立校が640校、「定時制」では、公立校が393校、私立校が2校、「通信制」では、公立校55校、私立校74校であった(Table1参照)。

Table1. 高等学校の本校数(平成27年3月現在)

	公立(校)	私立(校)
全日制	2,809	640
定時制	393	2
通信制	55	74
合計	3,257	716

2. 肢体不自由のある生徒の在籍者数

肢体不自由のある生徒の在籍者数（平成27年3月現在把握している人数）は、「全日制」では、325名で、公立校214校、私立校17校であった。「定時制」では、42名で、公立校32校、私立校0校であった。「通信制」では、18名で、公立校5校、私立校1校であった。（Table2参照）。

Table2. 肢体不自由のある生徒の在籍する学校数および在籍者数(平成27年3月現在)

	肢体不自由のある生徒 の在籍者数(名)	肢体不自由生徒の在籍する高校数		
		公立(校数)	私立(校数)	合計(校数)
全日制	325	214	17	231
定時制	42	32	0	32
通信制	18	5	1	6
合計	385	251	18	269

3. バリアフリー整備状況について

(1) バリアフリー整備を必要とする肢体不自由のある生徒の在籍と具体的なバリアフリー設備の整備状況

何らかのバリアフリー整備を必要とする肢体不自由のある生徒が在籍していると回答があった教育委員会が、38教育委員会（70%）、在籍していないと回答があった教育委員会は、6教育委員会（11%）、無回答が10教育委員会（19%）であった。

スロープ等、障害者用トイレ、エレベーター、階段昇降機、階段手すりの5項目のバリアフリー設備における整備状況、また、整備が行われた学校数（公立・私立）とその割合を示した。最も整備が行われていたのが、障害者用トイレであり、45教育委員会（83%）であった。学校数で見ても、公立1167校（36%）、私立97校（14%）で整備が行われていた。次いで、エレベーターとスロープ等で42教育委員会（78%）が整備を実施していた。学校数で見ると、エレベーターにおいては、公立484校（15%）であり、障害者用トイレ、スロープの設置と比較すると3分の1程度の学校が整備されているという状況であった。そして、最も未整備であったのが、階段昇降機で25教育委員会（46%）であった。私立については無回答や把握して

いないという教育委員会が多く、十分に実態を把握することができなかった（Table3参照）。

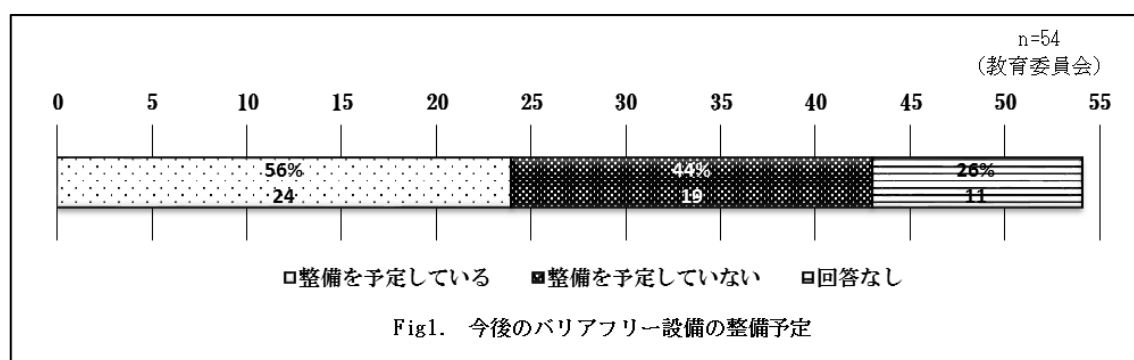
Table3. 各バリアフリー設備に対する項目回答・学校数および整備率

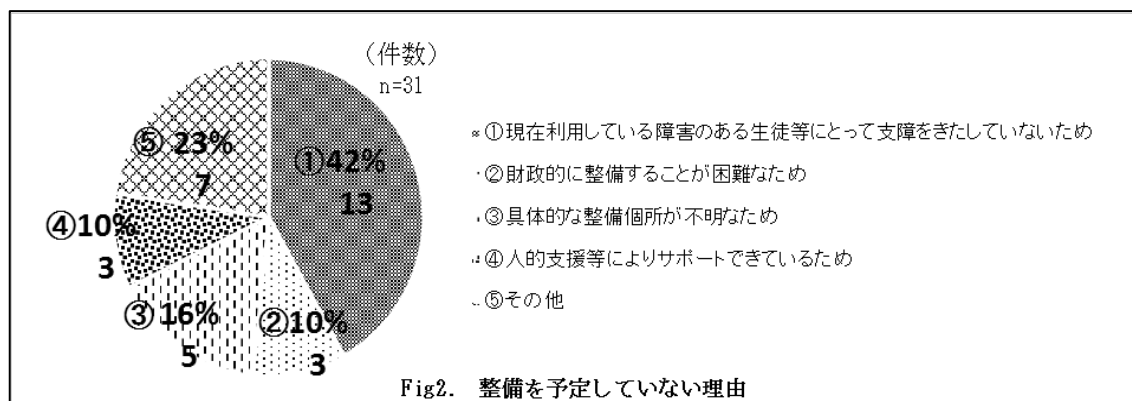
項目	整備を実施した		公立校数（整備率%）		私立校数（整備率%）	
	教育委員会（%）					
障害者用等トイレ	45(83%)		1,167	(36%)	101	(14%)
エレベーター	42(78%)		484	(15%)	64	(9%)
スロープ等	42(78%)		1,139	(35%)	76	(11%)
階段手すり	40(74%)		923	(28%)	30	(4%)
階段昇降機	25(46%)		81	(3%)	1	(0%)

*整備率は、Table1の高等学校の本校数に対するものである。

（２）今後のバリアフリー設備の整備予定

今後、所管する高等学校において、バリアフリー設備の整備を予定している教育委員会が、24教育委員会（56%）で、整備を予定していない教育委員会が19教育委員会（44%）であった（Fig.1参照）。整備を予定していないと回答のあった19教育委員会にその理由について回答を求めたところ、現在利用している障害のある生徒等にとって支障をきたしていないためという理由が13件（42%）で最も多かった。その他の理由では、4教育委員会が必要に応じて対応する、3教育委員会がすでに整備を行っているため必要はないという回答であった。（Fig.2参照）。

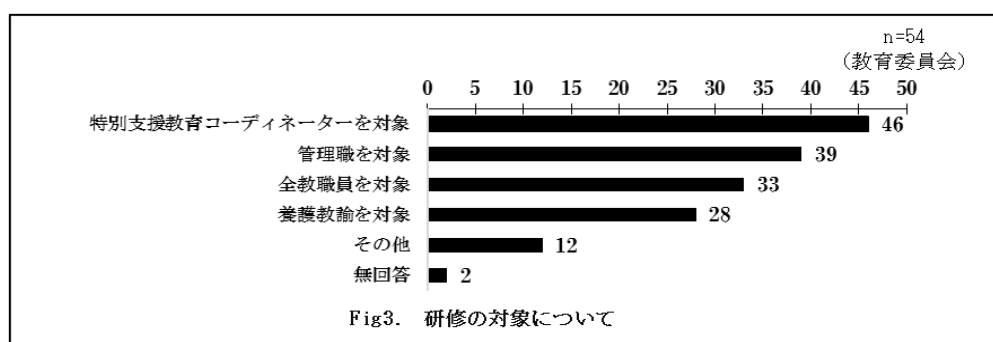




4. 肢体不自由教育等に関する教員研修の実施状況

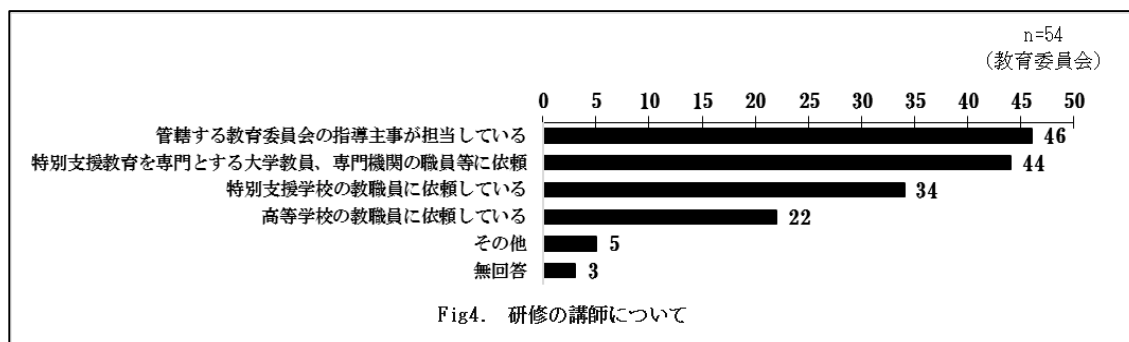
(1) 研修の対象について

教育委員会・教員センターが行っている肢体不自由教育等に関する教員研修の対象について Fig.3 に示した。特別支援教育コーディネーターを対象としたものが 46 件 (85%) と最も多く、管理職を対象とした研修 39 件 (72%)、全教職員を対象とした研修 33 件 (61%) と続いた。その他の回答では、初任者研修、10 年目研修等、経験年数によるという意見や教務主任、生徒指導主事等を対象とするという回答が得られた。



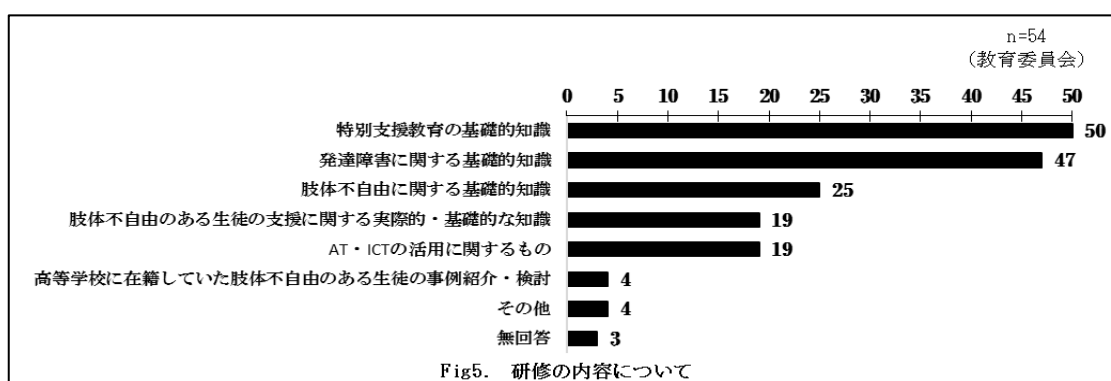
(2) 研修の講師

研修の講師については、最も多かったのが、管轄する教育委員会の指導主事 46 件 (85%) で、次いで大学教員、専門機関の職員等で 44 件 (82%) であった。その他では少数だが、福祉や労働関係者、スクールカウンセラーといった回答がみられた (Fig.4 参照)。



(3) 研修の内容について

研修内容については136件の回答があり、内訳は、特別支援教育の基礎的知識が50件と最も多く、9割近くの教育委員会が研修内容として扱っていた。また、発達障害に関する基礎的知識についても47件（87%）で回答はこの2つに集中していた。肢体不自由に関する基礎的知識や支援のための研修といった肢体不自由に関連した研修内容については、それぞれこれらの項目の半数程であった。また、特に高等学校に在籍していた肢体不自由のある生徒の事例検討は、各教育委員会においてほとんど行われていないことが示されていた。その他では、就労関係や福祉制度に関する研修や自立活動についての指導という回答がみられた（Fig.5参照）。

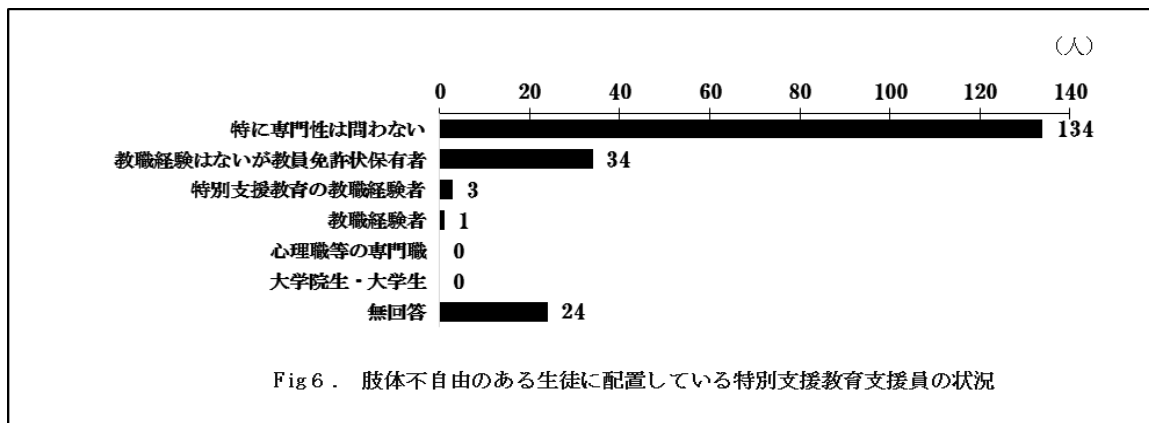


5. 肢体不自由のある生徒に配置される特別支援教育支援員等について

(1) 肢体不自由のある生徒に配置している特別支援教育支援員の配置状況と学校数

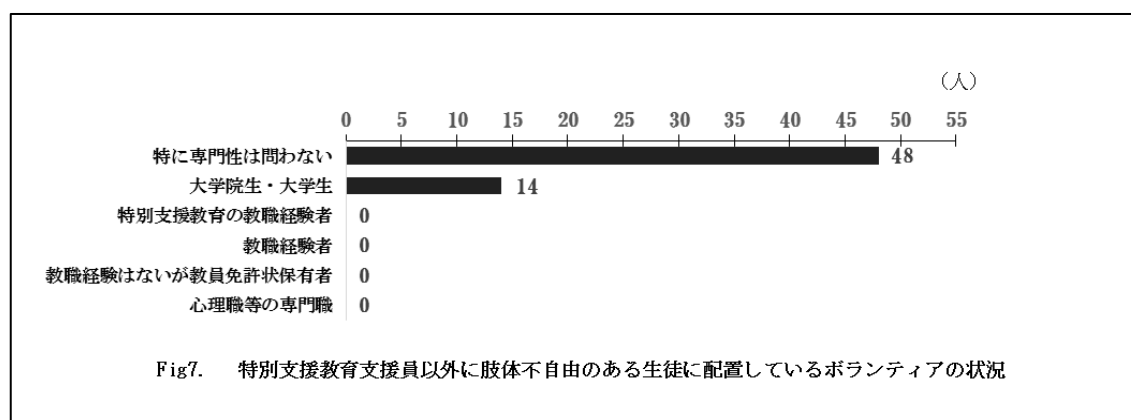
肢体不自由のある生徒に特別支援教育支援員を配置しているのは、22教育委員会（41%）であった。配置している特別支

援教育支援員の人数と学校数をたずねたところ、配置している人数は196人で、配置している学校数は公立138校であった。支援員の状況についてはFig.6の通りで、特に専門性を問わず配置されているのが134人と最も多かった。



(2) 特別支援教育支援員以外に肢体不自由のある生徒に配置しているボランティア等の状況と人数

5教育委員会(9%)が特別支援教育支援員等以外にボランティアを配置していた。全体で62名配置されており、最も多かったのが特別支援教育支援員と同様に、特に専門性を問わず配置されているものが48名、次いで大学院生・大学生14名という回答であった(Fig.7参照)。



6. 平成27年度高等学校入学者選抜における肢体不自由のある生徒への配慮事例と具体的な内容

Fig.8に、平成27年度高等学校入学者選抜における実際に行われた配慮事例の有無を示した。「行っている」と回答したのは30教育委員会（56%）で、「行っていない」と回答したのは15教育委員会（28%）であった。具体的な配慮の内容については、Table4に示した。物理的・人的な環境面の調整に関する支援項目が多くみられた。

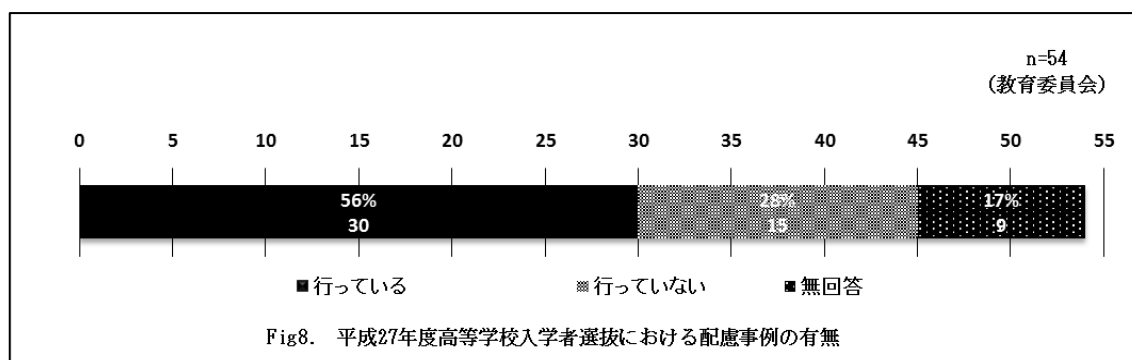


Table4. 平成27年高等学校入学者選抜における肢体不自由のある生徒への配慮内容

物理的環境の調整	・別室受検[10]
	・受験教室の配置(トイレに近い、一階での試験実施など)[5]
	・座席位置の配慮[5]
	・机・椅子の持ち込み・用意[3]
	・エレベーターの使用[5]
	・車椅子の持ち込み・使用[2]
	・松葉杖の持ち込み・使用[2]
人的環境の調整	・歩行器の持ち込み・使用
	・介助者の配置[7]
	・介助者による代筆[2]
	・介助者による面接の通訳
その他	・移動支援[3]
	・時間延長[7]
	・拡大用紙[2]
	・解答用紙の固定[3]
	・病院内受験[2]
	・公表できない[3]

[]内の数字は回答のあった教育委員会数

7. 定時制、通信制高等学校での肢体不自由のある生徒への取組

肢体不自由のある生徒の進学・学校生活において、定時制課程のある高等学校への支援・指導における取組についてたずねたところ、「行っている」と回答したのは15教育委員会で、2割程であった。一方で、通信制課程のある高等学校への取組については、「行っている」と回答したのが8教育委員会（9%）

と定時制よりもさらに少なくなり、ほとんどの自治体で取組が行われていないという結果であった（Fig.9参照）。それぞれの課程での具体的な支援や対応については、Table5にまとめた。定時制、通信制ともに支援員やボランティアといった人的配置が行われ、その他には巡回相談の利用という回答もみられた。

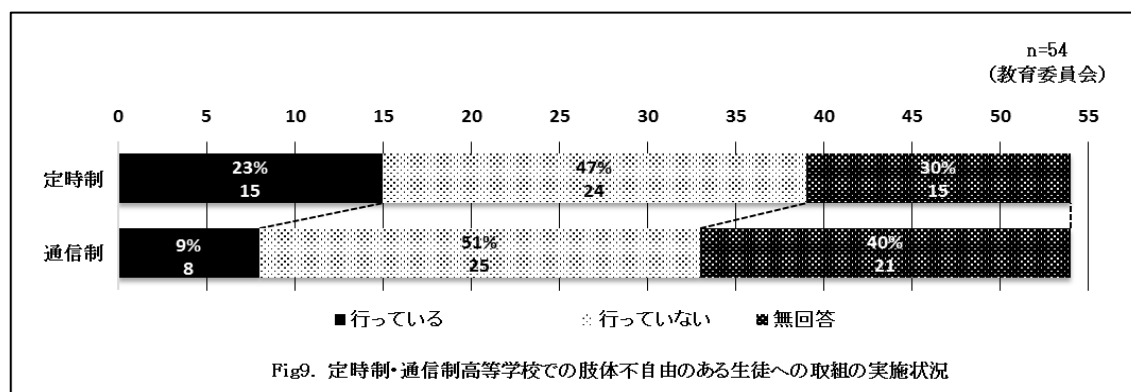


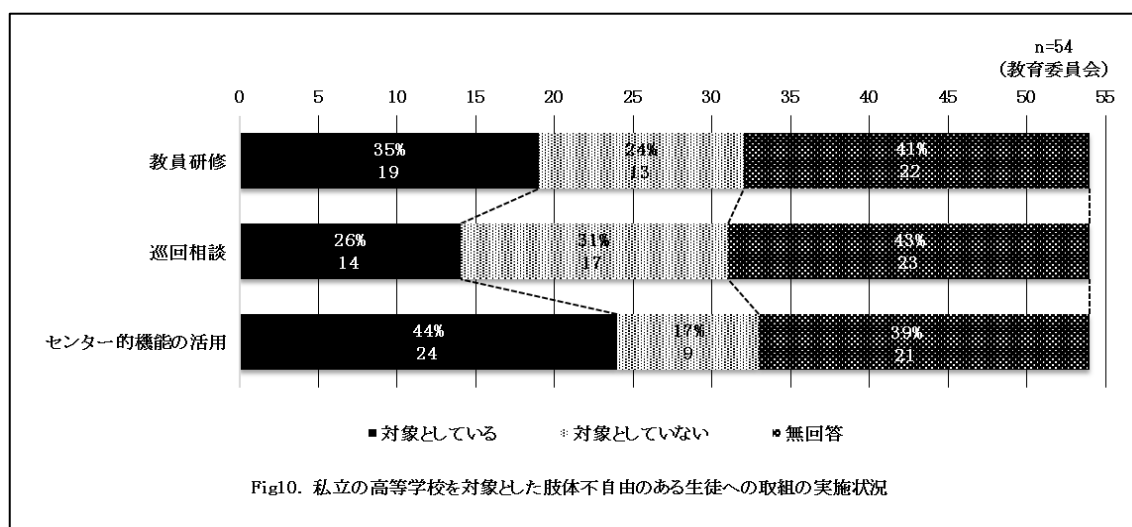
Table5. 定時制・通信制課程のある高等学校への重点的な支援の取組

定時制課程	<人的配置>
	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員の配置〔4〕 ・スクールカウンセラーの配置〔2〕 ・ボランティアの配置 ・体育の授業時に非常勤講師を配置 ・定時制、通信制、肢体不自由に限定していませんが、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣、教育相談専門員を配置している。 ・すべての学校を対象としていないが、国委託の事業を活用し、指定校に合理的配慮協力員を配置し、肢体不自由のある生徒を含めた障害のある生徒の合理的配慮について事例研究、他校への紹介をしている。
通信制課程	<その他>
	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談の利用〔3〕 ・一部の授業(情報、家庭、体育、音楽等)で配慮をしている ・授業時、移動時等の介助 ・エレベーターの設置 ・全日制と同様の対応〔3〕 ・対象者がいない〔2〕
通信制課程	<人的配置>
	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員の配置〔3〕 ・学校生活における日常の生活の指導面で配慮する必要がある生徒に対して非常勤介助員を配置。 ・ボランティアの活用
通信制課程	<その他>
	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談の利用〔3〕 ・エレベーターの設置 ・全日制と同様の対応 ・対象者がいない〔2〕

〔〕内の数字は回答のあった教育委員会数

8. 私立の高等学校を対象とした肢体不自由のある生徒への取組

各自治体において、教育委員会・教育センターが主催する肢体不自由に関する教員研修、教育委員会が派遣する専門家チームによる巡回相談、特別支援学校のセンター的機能の活用の3項目で私立の高等学校も対象としているかどうかについて回答を求めた。最も多く対象としていたのが、特別支援学校のセンター的機能の活用であり、4割程度の教育委員会が私立の高等学校も対象としていた。専門家チームによる巡回相談の活用については、2割強と十分に活用されていない状況にあった（Fig.10参照）。また、その他に「事業の成果発表会等も案内を行い参加できるようにしている」等、研修参加をできるようにしていたのが3教育委員会、「私立の高等学校の相談には、特別支援教育センターが対応している」が1教育委員会、「肢体不自由のある生徒のための介助員雇用の際の補助金制度」が1教育委員会、5教育委員会が「把握していない」、3教育委員会が「特になし」、41教育委員会が無回答であり、全体的にみるとほとんど取組が行われていない結果であった。



9. 高等学校における肢体不自由のある生徒への指導・支援に関する課題

各都道府県および政令指定都市の教育委員会の高等学校における肢体不自由のある生徒への指導・支援に関する課題についての自由記述回答をKJ法に準じた内容分析を行った。その結果、<学校施設のバリアフリー化の推進>、<支援員の人

材確保・予算＞、＜情報の引継ぎ・共有＞、＜入学試験合格後の対応・整備による遅れ＞、＜合理的配慮の充実＞等に関する課題が挙げられていた（Table6参照）。

Table6. 高等学校における肢体不自由のある生徒への指導・支援に関する課題の内容

＜学校施設のバリアフリー化の推進＞	<ul style="list-style-type: none"> ・入学してくる生徒は多くないため、設備については入学者の状況で整備している。 ・入学者選抜の段階で配慮申請のあった生徒を中心に、入学後も各高校と県教育委員会とで継続的に情報交換をし、必要に応じて特別支援教育支援員等の配置や施設・設備面の整備等を行っているが、特に施設のバリアフリー化については、設置の遅れや予算上対応できないケースがある。各高校はそれぞれの環境の中で、対象生徒に対し、学校生活が充実できるようにできるだけの工夫や配慮をしていると認識している。 ・バリアフリー設備の整備
＜支援員の人材確保・予算＞	<ul style="list-style-type: none"> ・介助員の募集、採用は配置校が行っているが、募集をしても応募がないケースが多く、適任者を見つけるのが困難な場合がある。募集、採用に関して、中・長期的な見通しをたて、対策を講じる必要性を感じている。 ・県立高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒への介助員配置について、平成26年度から県の事業として予算化している。今後、ますますニーズが増えることが予測されるため、更なる予算措置、施設設備の整備等が必要になるため、関係課との連携が必要である。 ・予算に限りがあるため積極的に広報することは困難。また、雇用条件等の制約もあり、介助員の人材確保がうまくいかない事例もあり、課題となっている。
＜情報の引継ぎ・共有＞	<ul style="list-style-type: none"> ・支援内容の確実な引継ぎ。 ・情報共有のむずかしさ、指導の一貫性をどう保つか。
＜入学試験合格後の対応・整備による遅れ＞	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする新入生への対応を年度初めから行うことが困難である。（入試後に合格者が決定して初めて当該生徒が入学することがわかるため予算措置が難しいため。） ・施設の改修などを要する場合、少なくとも2年間の準備期間が必要であり、中学3年生になってからの情報提供では、間に合わない。早期からの情報収集が課題となっている。
＜合理的配慮の充実＞	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の生徒への対応が主となってしまい、施設の整備のハード面の対応には努めているが、指導・支援に関するソフト面の合理的配慮について、ニーズの把握が課題である。 ・基礎環境整備と合理的配慮の充実。本人の自立と社会参加に向けた意識の醸成。 ・肢体不自由のある生徒が入学する際には、その指導や支援について具体的に検討しています。生徒の状態が、一人ひとり異なることから個別に対応しています。
＜その他＞	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳取得による就労の指導 ・指導・支援については、文部科学省より具体的な方向性が示されていない中で、県としての対応を今後十分に検討していく必要がある。 ・施設設備のほか教職員の指導・配慮、生徒の手助け等により現時点ではほぼ対応できており、支援介助員の配置に対する要望が思いのほか少ない。 ・教員の肢体不自由に関する理解 ・研修の必要性 ・まずは、実態把握が必要である。 ・高等学校は就学奨励費の対象となっていないため、通学に係る費用の支援が限られてしまう。

IV. 考察

高等学校に385名の肢体不自由のある生徒が在籍しており、その多くが公立の高等学校に進学していた。しかしながら、人数の公表を拒否、あるいは在籍状況自体を把握していない教育委員会もみられ、調査結果の肢体不自由のある生徒の在籍者数が実態を十分に把握しているとはいえない。特に私立高校については、各校任せの対応になっており、教育委員会では実態把握の不十分さが浮き彫りとなった。日本学生支援機構による「平成26年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査によれば、大学、短期大学、高等専門学校には、2,534名の肢体不自由のある生徒が在籍していることが報告されている。このことから、実際には明らかとなった数字よりも多く

の肢体不自由のある生徒が高等学校に在籍していることが推察される。平成27年度高校入学者選抜においても、半数の自治体で肢体不自由のある生徒に対して入学試験における物理的・人的な環境整備、配慮が行われており、今後も入学者数の増加が予想される。肢体不自由のある生徒に関する高等学校における特別支援教育を推進するためには、各自治体での実態把握がまずは必要である。バリアフリー設備の整備では、多くの教育委員会で取り組まれているが、学校数で見ると、公立校での整備率は、障害者用トイレ、スロープが4割程度、エレベーターについては1割強である現状が明らかとなり、今後のさらなる体制整備が求められる。さらに、バリアフリー設備の整備を予定していない教育委員会については、現在利用している障害のある生徒に支障がないため取り組む予定がないという意見が多くみられた。教育委員会は、事前にいつでも対応できるように設備を整えておくのではなく、肢体不自由のある生徒の入学によりニーズが生じた際に整備を行う様子が伺えた。一方で、バリアフリー設備の設置に際して施設の改修などを要する場合、少なくとも2年間の準備期間が必要であり、入学前中学3年生になってからの情報提供では間に合わないため、早期からの情報収集を課題として挙げる自治体もみられた。肢体不自由のある生徒がバリアフリー設備の整備が整っていない学校に進学を希望した際、高等学校入学者選抜の判定後にそれらの対応を行うのでは明らかに間に合わずに、特に入学初年度には不自由な思いをして高校生活を送っていることが予想される。例えば、神奈川県では、「県立高校・中等教育学校のエレベーター・スロープ・車椅子用洋式トイレ設置状況」として高等学校のバリアフリー状況がホームページ上に公開されている。このような手立ては、当事者側の進路選択の際に有益な情報となるため、他の自治体でも同様に実施されることが望ましいと考えられる。すべての学校において施設・設備面のバリアフリー化が実現することが理想ではあるが、各自治体により財政面も異なるため実際には困難であるため、着実な環境整備を進めるとともに、学校選択の際に当事者側が参考にできる各校のバリアフリーに関する情報を提

供していく仕組みづくりも求められる。そして、教員の研修については、研修内容で特別支援教育や発達障害についての基礎的な知識に関するものが多く、肢体不自由に関連した内容はそれらの約半分であった。高等学校に在籍していた肢体不自由のある生徒の事例について検討する研修はほとんどなく、実際に肢体不自由児が高等学校に進学した事例が学校間で共有・蓄積されることなく生徒本人とその保護者、それに携わった高等学校関係者の中だけの事例として完結してしまっており、他の肢体不自由生徒の高校進学・学校生活のために十分に生かされていないことが示唆された。さらに、肢体不自由のある生徒に対して200名近くの特別支援教育支援員は配置されているが、その7割近くが専門性を問わず、特別な資格を有していないものが担当していることが明らかとなった。また、特別支援教育支援員については、募集をしても応募者がいないことや予算不足のため適切な人材確保できない事を課題として挙げる自治体が見られた。一方で、特別支援教育支援員配置のニーズはなく現場の教員で対応できているという意見もみられ、自治体による課題やニーズの地域差もあることが明らかとなった。2015年の文部科学省の高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議による「高等学校における特別支援教育の現状と課題について」の報告では、平成27年度高等学校では542名の特別支援教育支援員が配置されていることが報告されている。このデータから推察すると、高等学校に配置されている特別支援教育支援員のおよそ3～4割程度が肢体不自由のある生徒のために活用されていることが考えられる。荒川ら(2009)は、茨城県内の特別支援教育支援員についての施策に関わる問題点、課題について調査し、支援員の職務内容や職務条件についての基準が明確ではなく、仕事内容についての検討は、ほとんど一から手がけなければならないこと、国の制度として支援員の配置や資格・役割についての法的基準を定めていくことも大きな課題であることを指摘している。また、吉原ら(2010)は、特別支援教育支援員養成講座を実施している自治体もあるが、必ずしも行政と教育現場が連携しているわけではないことを指摘し、今後は支援員

の養成を組織的に行っていくことが必要であると述べている。このような採用基準、仕事内容等も曖昧な状況で、高等学校において肢体不自由のある生徒に対して特別支援教育支援員が十分に活用されているのか今後実態を調査していく必要があるといえるだろう。

定時制・通信制課程のある高等学校での肢体不自由のある生徒への進学・学校生活における支援や対応は、十分に行われていないことが示されていた。在籍者数が少なくニーズが少ない可能性も考えられるが、当事者が希望する場で教育を受けられるように、あらゆる課程での体制整備が求められる。また、本調査では、「私立の高等学校については十分に把握していない」と調査用紙に記入していた教育委員会も多く、全体的に私立の高等学校における肢体不自由のある生徒の在籍状況や体制整備について、その実態を十分に明らかにすることができなかった。内野ら（2008）では、高校での特別支援教育に関する私学主管課では、組織横断的な検討、施策の具体化が必要であり、教育委員会との連携による研修の機会、情報提供必要であることを指摘している。本調査結果からも、教員研修や巡回相談、特別支援学校のセンター的機能の活用のいずれの取組においても、私立の高等学校を対象としている教育委員会が半数以下であり、実態把握を含めた私立高等学校と教育委員会との連携が今後ますます求められる。

付記

本研究は平成27年度笹川科学研究助成を受けて実施した研究の一部である。

文献

- ・荒川智・船橋秀彦・室伏哲雄・渡辺克之（2009）茨城県内の「特別支援教育支援員」に関する調査研究．茨城大学教育学部紀要，教育科学（58），221-235．
- ・内野智之・田部絢子・高橋智（2008）私立高校と特別支援教育施策の動向－都道府県私学主管課の調査から－．家庭教育研究所紀要（30），110-120．

- ・川間健之介（1996）「肢体不自由教育の現状とこれからの肢体不自由教育」．肢体不自由教育，124，4-11．
- ・厚生労働省（2006）「身体障害児・者等実態調査」．文部科学省，2008年3月24日，<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/shintai/06/>（2016年1月20日閲覧）．
- ・神奈川県（2015）県立高校・中等教育学校のエレベーター・スロープ・車椅子用洋式トイレ設置状況．神奈川県，2015年11月4日，http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/life/975416_3136789_misc.pdf（2016年3月28日閲覧）．
- ・日本学生支援機構（2015）平成26年度（2014年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書．日本学生支援機構，2015年3月27日，http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2015/11/09/2014hokoku.pdf（2016年3月28日閲覧）．
- ・笹森洋樹（2014）高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－．独立行政法人国立特別支援教育総合研究所，2014年3月，<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/9719/seika4.pdf>（2015年11月2日閲覧）．
- ・白石淳（2003）身体障害のある生徒の後期中等教育学校への入学に関する調査研究：両下肢機能障害のある生徒の学校生活と高校への入学を困難とする問題について．北方圏生活福祉研究所年報9，7-21．
- ・下中村武・古田弘子（2014）高校における特別支援教育実践に関する文献的考察．熊本大学教育学部紀要，63，167-174．
- ・下山真衣，岡田信吾，石山貴章（2011）「日本特殊教育学会大会における肢体不自由児者への心理的・教育的支援に関する研究発表の動向」，就実論叢-(41)(-)，149-160．
- ・松浦孝明・城戸宏則・田丸秋穂（2008）高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒に対する学習支援．筑波大学特別支援教育研究，3，13-18．
- ・文部科学省（2005）特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）．文部科学省，2005年12月8日，<http://w>

www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05120801.htm (2016年1月20日閲覧).

・文部科学省(2006)特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について(通知)文部科学省, 2006年7月18日, http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06072108.htm.

・文部科学省(2007)高等学校における発達障害支援モデル事業. 文部科学省, 2009年10月21日, http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/06/07060608/004.htm (2016年2月1日閲覧).

・文部科学省(2009)高等学校における特別支援教育の推進について～高等学校ワーキング・グループ報告～. 文部科学省, 2009年8月27日, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryu/_icsFiles/afieldfile/2009/11/05/1283675_3.pdf (2016年3月28日閲覧).

・文部科学省(2011)肢体不自由に関する学校における配慮事項について. 文部科学省, 2011年9月, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/siryu/attach/1311170.htm (2015年10月29日閲覧).

・文部科学省(2014)初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～. 文部科学省, 2014年7月, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/houkoku/1349737.htm (2016年1月20日閲覧).

・文部科学省(2015)高等学校における特別支援教育の現状と課題について. 文部科学省, 2015年11月, http://www.mext.go.jp/component/b_menu/gyouji/_icsFiles/afieldfile/2015/11/20/1364697_04_1.pdf (2016年4月28日閲覧).

・文部科学省(2015)平成26年度特別支援教育体制整備状況調査結果について. 文部科学省, 2015年3月, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1356211.htm (2016年2月1日閲覧).

・吉原 真寿美・都築 繁幸(2010)小学校の特別支援教育支援員の在り方に関する事例的考察. 愛知教育大学研究報告, 教育学編 59, 21-28.